

令和 5 年度第 5 回

南国市農業委員会議事録

令和 5 年 8 月 8 日 (火)

令和5年度第5回農業委員会議事録

日 時 令和5年8月8日（火） 午後3時30分～午後4時30分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）使用貸借の合意解約通知の件

（3）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

（4）非農地証明願いの件

（5）農地法第3条の取り下げ願の件

（6）農地法第5条の取り下げ願の件

出席者（農業委員 19名）

会長 瀨田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高 芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

1 1 番 植野 永子

1 2 番 松岡 清

1 3 番 今井 まち

1 4 番 窪田 理佳

1 5 番 山 本 桂

1 6 番 平田 修三

1 7 番 垣内 育男

1 8 番 田岡 崇

1 9 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 0名）

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1 番 西本 良平

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

6 番 門田 理博

7 番 利岡 邦彦

8 番 西岡 祐三

9 番 武市 憲雄

1 0 番 北原 章吾

1 1 番 山北 泰司

1 2 番 北村 一弘

1 3 番 武内 俊暁

1 4 番 中村 和雅

1 6 番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

2 番 齋藤 喜美子

3 番 門田 俊一

1 5 番 岡田 廣志

1 7 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主事 穂積 孝昌

議事録署名委員

4 番 杉本 和繁

5 番 高芝 澄生

会長	ただいまから第5回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和5年8月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数5件、申請受理面積、田 5321.28 m²、畑 145.00 m²、計 5,466.28 m²。まず初めに受付番号39号から41号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書は4ページ、受付番号46号です。譲受人は75歳。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。申請地は、金地の田、2筆で計 1,183 m²、交換による所有権移転で、譲渡人からの要望により取得するものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と夫が従事しています。取得後は、これまで同様に柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。1号については以上です。 受付番号47号です。譲受人は75歳。申請地は、廿枝の田、740 m²で交換による所有権移転です。親族の耕作地の隣地で、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、アーモンドを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。47号は以上です。 受付番号48号です。譲受人は75歳。申請地は、岡豊町八幡と国分の田3筆で、計 2,748 m²、売買による所有権移転で、自作地に近く、耕作に便利であるため取得し、規模拡大します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後もこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。48号については以上です。 受付番号49号です。譲受人は84歳。申請地は、包末の畑 145 m²、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、また申請地は自作地の隣地で、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有していないため、作業委託しています。農作業歴は60年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、サツマイモを植えるため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。49号については以上です。 受付番号50号です。譲受人は67歳。申請地は、岡豊町中島の田2筆で計 650.28 m²、売買による所有権移転です。申請地は自作地の隣で耕作に便利であるため規模拡大します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人が従事しています。取得後は野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。50

会長	号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がありました。ご質問ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年8月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数5件。申請受理面積、田 11,471.83 m²、畑 278.23 m²、計 11,750.06 m²。まず初めに受付番号25号と26号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
穂積主事	受付番号25号です。議案書は8ページ、別紙は7ページです。申請地は篠原の田2筆 1,897 m²の内 369.83 m²、使用貸借権の設定により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由は子の成長に伴い現住居が手狭になってきたことと、親族との相互扶助のためです。申請地の農地区分については、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができない農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当し立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙8ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、嵩上げ等はなし。整地計画については碎石敷き及びコンクリート敷きで一部土のまま利用します。進入計画については南側市道から、排水計画については、雨水は自然浸透、汚水は浄化槽を経由し敷地西側の市道側溝に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見を得ており、現在市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側申請人所有農地、西側公衆用道路、南側農道水路を挟み用悪水路及び宅地、北側同意のある農地となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可見込み有と確認しております。受付番号16号の説明は以上です。 続いて受付番号26号です。議案書は8ページ、別紙は10ページです。申請地は明見の登記雑種地、現況畑の 143 m²、所有権の移転により駐車場へ転用です。こちらの案件は既に転用されており、違法状態の是正のための申請となっております。申請人によりますと、登記地目が雑種地であったため問題ないと考え、農地転用の許可を得ずに転用してしまったとのことです。申請地の農地区分については、とさでん交通明見橋駅より概ね 500m以内にある農地で第2種農地に該当し、立地基準を満たすものと考え

会長	ます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙 1 1 ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、現況高さでの整地のみ、整地計画については表面土のままで、駐車スペースのみコンクリート敷き、進入計画は申請地南側の雑種地から。排水計画については、土の部分で自然浸透となっております。周囲の状況については、東側雑種地及び山林、西側雑種地、南側雑種地、北側道路及び水路を挟み宅地となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可不要と確認しております。最後に、申請人より提出のある始末書及び現地の写真を当日配布資料の 2 ページから 3 ページに載せてありますのでご確認ください。説明は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局残りの説明をお願いします。
穂積主事	受付番号 2 2 号です。議案書 7 ページ、別紙 2 ページです。申請地は田村の田、1 1 筆計 7,208 m²。賃借権を設定して、砂利採取を行うものです。転用期間は許可日から 1 年間です。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定に該当するため立地基準を満たします。その例外規定というのが二つあり、一つ目が、最長 3 年間の一時的な利用に供するために行うものであること。この点は、1 年間の許可期間という中で最終的には農地に復元することが確約されておりますので問題ありません。二つ目は南国市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことがないこと。これに関しましては南国市農林水産課のほうに問題ない旨を確認済みです。周辺農地に悪影響がないこと、また農地へ復元するという条件が満たされれば支障を及ぼすおそれがないと判断されています。以上のことから立地基準を満たしていると判断します。つづいて土地利用計画については別紙 3 ページをお願いします。まず申請地への進入に関しては南側市道から 1 か所、敷地内には表土置き場、水切り場などを掘削箇所にあわせながら設置します。掘削時の最大の深さは図面のとおりの 7 m となります。そして、砂利採取が完了次第、南国市領石にあります●●の私有地から土砂を搬入する計画となっております。周辺営農への影響については、建築物等の設置はないため日照通風の影響はなし、排水計画は、雨水自然浸透により他農地への流入がないことから影響なしと現地確認で判断しています。その他、隣接農地の所有者、土地改良区からの同意を得ています。本件は以上です。 受付番号 2 4 号です。議案書 8 ページ、別紙 4 ページです。申請地は物部の登記宅地、現況畑の 135.23 m²、所有権の移転により個人住宅への転用です。申請地の選定理由は子の成長に伴い現住居が手狭になってきたためです。申請地の農地区分は、高知龍馬空

会長	港インターチェンジから概ね300m以内にある農地であるため第3種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画図については、別紙5ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、申請地全体を5cmほど盛土、整地計画については、全体をコンクリート敷き、進入計画は北側市道から、排水計画は汚水は浄化槽を経由し西側市道側溝に排水、雨水は勾配排水及び集水桝を経由し西側市道側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については東側宅地、西側宅地、南側宅地、北側道市道となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可見込みあり、排水管設置に伴う道路占用許可の見込み有と確認しております。受付番号24号の説明は以上です。 受付番号27号です。議案書は9ページ。別紙は12ページです。申請地は明見の田7筆3,894㎡、所有権の移転により太陽光発電施設への転用です。なお、隣接する山林2筆を一体利用する計画です。申請地の選定理由は、平坦地で日照条件も良いためとのことです。申請地の農地区分は、とさでん交通明見橋駅より概ね300m以内にある農地及び、概ね500m以内にある農地に該当し、第3種及び第2種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画図については、別紙13ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、敷地の切盛土などの造成は行わず、申請地周囲に高さ30cmの小堤を設け、その内側に深さ30cmの水路を設けます。整地計画については、表土を地盤改良し整地を行います。進入計画については、申請地周囲にある公道から。排水計画については、造成計画でも説明した通り申請地内に深さ30cmの水路を設け、そこで雨水を集水し、申請地に隣接する水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない意見を得ており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については田、山林、雑種地ですが、周辺農地所有者の一部から同意書を貰えなかったとのことで被害防除計画書の提出があります。当日配布資料の4ページをご覧ください。こちらが、申請地等の位置関係の分かる航空写真となっております。赤の斜線部分が申請地、青色の斜線部分が一体利用地、黄色が同意のない農地、水色が同意の得ている農地となっております。次に5ページに提出のあった被害防除計画書を載せております。土地の流出、排水、日照通風の被害防除計画の他、周辺営農に支障を及ぼした場合は、申請人が対応するとの申し出があります。ご一読をお願いします。なお、現地確認で周辺営農に支障なしと判断しております。他法令については南国市土地開発適正化条例の手続き中で見込み有と確認しております。説明は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改
-----------	--

清岡次長	訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和5年7月7日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局説明をお願いします。 議案第3号農用地利用集積計画について説明します。議案書11ページ、農地中間管理事業の一括方式になります。79号と80号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は74歳。申請地は、三島の田で、79号が5年、80号が10年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 議案書12ページ、農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。申請地は、81号、82号ともに大桶の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 議案書14ページ、83号と84号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、23歳。申請地は、上末松と西山の田で、83号が2年、84号が3年の賃貸借権を設定または更新して、ジャガイモや大根など野菜を作るというものです。賃料は83号が1筆で20,000円、84号が10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。 85号です。借人は、58歳。申請地は、下野田の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、1筆で米60kgを物納するというものです。 86号です。借人は、64歳。申請地は、片山の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。 87号です。借人は、47歳。申請地は、三島の田畑で、5年の賃貸借権を更新して、ピーマンを作るというものです。賃料は、10aあたり150,000円を現金で支払うというものです。 88号です。借人は42歳。申請地は、比江の田で、10年の賃貸借権を更新して、イチゴを作るというものです。賃料は、10aあたり50,000円を現金で支払うというものです。 議案書17ページ、89号です。借人は26歳。申請地は、田村の田畑で、15年の使用貸借権を設定して、シシトウとオクラを作るというものです。以上ご審議願います。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通し願います。 (午後4時30分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年9月8日

会 長

渡田 好典

議事録署名委員

杉本 和繁

議事録署名委員

高 芝 澄生